

**平成28年度留萌管内町村
職員採用資格試験の「案内**

管内町村職員採用資格試験を次により行いますので、受験希望者は、お申し込みください。

試験案内及び申込書をご希望の方は、総務課または留萌町村会に請求してください。

■第1次試験

平成27年7月26日(日)

■受験会場

羽幌町中央公民館

■試験区分

上級職(一般事務)

■申込受付期限

平成27年6月22日(月)

※詳細については、左記へお問い合わせください。

◎申し込み・問い合わせ先

留萌町村会
(留萌合同庁舎内)

☎43-4456

**役場からのお知らせ
クールビズを実施します**

平成27年6月1日(月)から平成27年9月30日(水)の期間中、クールビズにより職員は「ノーネクタイ等軽装」を実施します。

町民の皆様のご理解と協力をよろしくお願い申し上げます。

住宅助成金制度について

◆住宅新築等助成金

町内に自ら定住する目的で、町内業者の施工により「住宅を新築する方」・「住宅を増築する方」・「空き家を購入し改修する方」への助成制度です。

かかった費用が500万円以上のものを対象(空き家の購入費用含む)とし、費用の20%以内で300万円を上限に助成します。

◆住環境整備費助成金

町内業者の施工により「住宅の改修をする方」への助成制度です。

かかった費用が50万円以上のものを対象とし、費用の20%以内で30万円を上限に助成します。

※どちらの制度も着工前に申請が必要で、平成27年4月1日から平成30年3月31日までに完成するものが対象です。

また、それぞれの要件がありますので、詳しくはお問い合わせください。

◎問い合わせ先

生活環境課管理係
(内線245・246)

**戦没者等のご遺族の皆様へ
～第十回特別弔慰金が支給されます～**

○特別弔慰金の趣旨

戦後70周年に当り、国の平和と繁栄の礎となった戦没者等の尊い犠牲に思いをいたし、国として改めて弔慰の意を表すため、戦没者等のご遺族に特別弔慰金(記名国債)を支給するものです。

第十回特別弔慰金については、ご遺族に一層の弔慰の意を表すため、償還額を年5万円に増額するとともに、5年ごとに国債を交付することとしています。

○支給対象者

戦没者等の死亡当時のご遺族で、平成27年4月1日(基準日)において、『公務扶助料や遺族年金』等を受ける方(戦没者等の妻や父母等)がない場合に、次の順番による先順位のご遺族お一人が対象となります。

1. 平成27年4月1日までに戦傷病者戦没者遺族等援護法による弔慰金の受給権を取得した方
2. 戦没者等の子
3. 戦没者等の
 - ①父母 ②孫 ③祖父母 ④兄弟姉妹

※戦没者等の死亡時まで、生計関係を有していること等の要件を満たしているかどうかにより、順番が入れ替わります。

4. 上記1から3以外の戦没者等の三親等内の親族(甥・姪等)

※戦没者等の死亡時まで引き続き1年以上の生計関係を有していた方に限ります。

○支給内容

額面25万円、5年償還の記名国債

○請求期間

平成27年4月1日から

平成30年4月2日まで

(請求期間を過ぎると第十回特別弔慰金を受けることができなくなりますので、ご注意ください。)

◎問い合わせ・請求窓口

保健福祉課福祉係(内線272)